

北海道立江差高等看護学院における学校評価に関する規程

(目的)

第1 道立江差高等学院が学院の教育活動等の成果を検証し、並びに学院運営の改善及び発展を図るために行う学校評価について、必要な事項を定める。

(学校評価の目的)

第2 「北海道看護職員需給推計」や「道立高等看護学院の方向性について」等に基づく学院の理念や目標に対し、学院がその達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価し、及び公表することにより、学院として、自らの教育活動や学院運営について、組織的、継続的な改善を図る。

2 自己評価の結果に基づいて実施する「学校関係者評価」の結果を公表し、及び説明することにより、学院として、説明責任を果たすとともに、教育活動に対する関係者の理解と参画を得て、地域のステークホルダーと学院との連携及び協力による特色ある学院づくりを進める。

(評価の種類)

第3 学校評価は、「自己評価」及び「外部評価（学校関係者評価）」から構成することとし、それぞれ次のとおり行う。

(1) 自己評価

ア 学院は、学院の理念及び目標に照らし、自らの教育活動や学院運営の状況について評価を行う。

イ 評価を行うに当たっては、学生や教職員を対象としたアンケート等を積極的に実施し、実態の把握に努める。

ウ 評価の具体的な実施方法については、学院長が別に定める。

(2) 外部評価（学校関係者評価）

ア 学院長は、自己評価の結果について外部評価を行うため、自己評価の結果について「学校関係者評価会議」の評価を受ける。

イ 学校関係者評価会議の運営等については、学院長が別に定める。

(評価結果の公表)

第4 第3に定める評価の結果は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に報告するとともに、学院のホームページにおいて公表する。

(その他)

第5 この規程に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

この規程は、令和4年12月20日から施行する。

自己評価実施要領

1 目的

「北海道立江差高等看護学院における学校評価に関する規程」に基づき、学院の理念及び目標等に照らし、学院が自らの教育活動の評価を行い、その結果に対し、外部評価を受けることを通じ、より質の高い教育活動の実践と学院運営の改善を図る。

2 自己評価の内容

- (1) 重点目標
- (2) 達成状況
- (3) 取組の適切さ等の評価結果や分析
- (4) それらを踏まえた今後の改善方策
- (5) その他

3 自己評価の方法

- (1) 学院長は、自己評価を行うため、学生による「授業評価」及び「学院生活・ハラスメントアンケート」並びに教職員による「学院運営評価」を実施する。
- (2) 学院長は、(1)の結果を「自己評価報告書」としてとりまとめ、「学校関係者評価会議」へ報告し、外部評価を受ける。

4 自己評価の実施体制

- (1) 自己評価は、学院長のリーダーシップの下、全教職員が参加し、行う。
- (2) 「授業評価」及び「学院生活・ハラスメントアンケート」は副学院長（教務）が、「学院運営評価」は副学院長（事務）が中心となって実施し、取りまとめる。
- (3) 学院長は、「自己評価報告書」を運営会議に諮り、取りまとめる。

5 アンケート等の実施方法

- (1) 授業評価
 - ア 内容 授業、実習の単位ごとに、方法及び内容、教員等の指導、学生の取組姿勢などを評価する。
 - イ 方法 授業等の最終日以降に、受講した全学生を対象に無記名アンケートを行う。
- (2) 学院生活・ハラスメントアンケート
 - ア 内容 学院生活の満足度やハラスメントの有無など
 - イ 方法 年度内に4回（5、7、12、2月）、全学生を対象に無記名アンケートを行う。
- (3) 学院運営評価
 - ア 内容 教育理念・教育目的、教育目標、教育課程経営、教授・学習・評価過程、経営・管理過程、入学、卒業・就業・進学、地域社会・国際交流、研究、その他学院が必要と定める事項、その他学院が必要と定める事項
 - イ 方法 毎年度1回、当該年度の3月上旬までに、全教職員を対象とした無記名アンケートを行う。

6 アンケート内容

- (1) 授業評価（別紙1）
- (2) 学院生活・ハラスメントアンケート（別紙2）
- (3) 学院運営評価（別紙3）

附則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。

学校関係者評価会議運営要領

1 目的

「北海道立江差高等看護学院における学校評価に関する規程」に基づき、自己評価の結果に対する関係者による評価を行い、自己評価の結果の客観性、透明性を高めるとともに、学生・保護者・地域関係機関等の関係者の共通理解と連携及び協力により、学院運営の改善を図る。

2 協議事項

- (1) 学院の重点目標や学院運営の改善に向けた取組について
- (2) 自己評価の結果について
- (3) 自己評価の結果を踏まえた今後の取組方針について
- (4) その他

3 会議の構成

- (1) 学校関係者評価会議は、次に掲げる者のうちから構成する。

- ア 学識経験者
- イ 保健医療福祉関係者
- ウ 非常勤講師
- エ 保護者
- オ 学生
- カ 同窓生
- キ 高校の関係者
- ク 地域住民
- ケ その他必要と認める者

- (2) 構成員は12人以内とする。

4 会議の運営

- (1) 会議に座長を置く。
- (2) 座長は、学院長が指名する。
- (3) 会議は学院長が招集し、年に1回開催する。ただし、学院長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

5 庶務

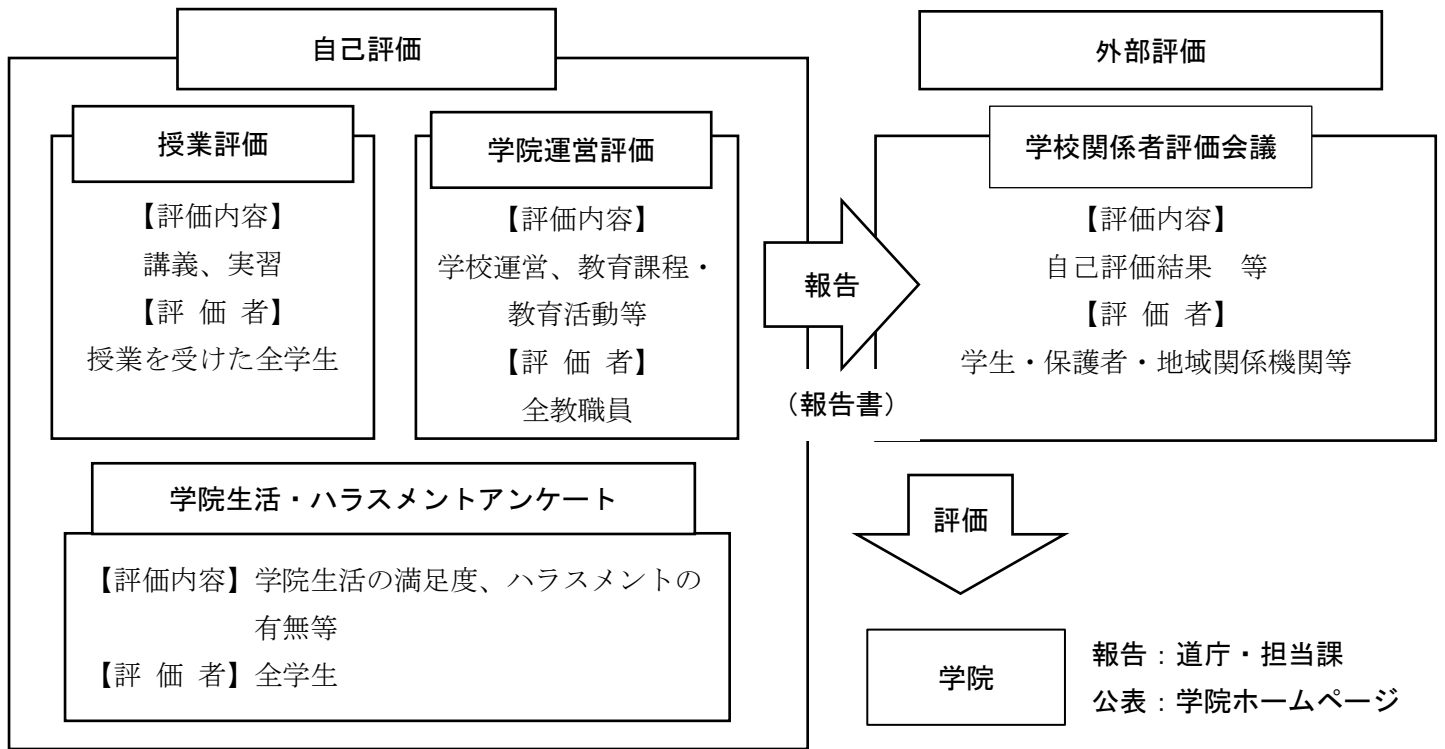
会議の庶務は、学院が行う。

附則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

この要領は、令和4年12月20日から施行する。

学校評価の体制（イメージ）



学校評価のスケジュール

区分	自己評価			外部評価
	授業評価	学院生活・ハラスメントアンケート	学院運営評価	学校関係者評価会議
4 ~ 6月	・学生アンケートの実施(科目終了次第、順次)	・1回目 ・結果の共有・分析 ・改善策の検討		・構成員依頼 ・自己評価報告書作成 ・会議開催
7 ~ 9月	↓	・2回目 ・結果の共有・分析 ・改善策の検討		・自己評価・協議会結果の報告・公表 ・改善策等への取り組み
10 ~ 12月		・3回目 ・結果の共有・分析 ・改善策の検討	・教職員アンケートの準備	↓
1 ~ 3月	・結果の共有・分析 ・改善策の検討 <u>・結果とりまとめ</u> ・次年度の準備	・4回目 ・結果の共有・分析 ・改善策の検討 <u>・結果とりまとめ</u> ・次年度の準備	・結果の共有・分析 ・改善策の検討 <u>・結果とりまとめ</u>	・構成員依頼準備 ・会議開催準備
担当	副学院長（教務）	副学院長（教務）	副学院長（事務）	副学院長（事務）

自己評価報告書の作成（運営会議）